

下関市教育委員会 3月定例会 資料

令和2年3月27日（金） 15：00～
教育センター 3階中研修室

【目次】

○日程表 P 1

[議案]

第13号 下関市教育委員会事務分掌規則の一部を改正する規則 P 2
第14号 下関市教育委員会の権限に属する事務の補助執行に 関する規則の一部を改正する規則 P 15
第15号 下関市教育長に対する事務委任規則の一部を改正する規則 P 17
第16号 下関市教育委員会事務決裁規程の一部を改正する訓令 P 19
第17号 下関市立学校の会計年度任用職員の勤務時間、休暇等に 関する規則 別冊① P 1
第18号 下関市立学校職員の勤務時間、休暇等に関する規則の 一部を改正する規則 別冊① P 4
第19号 下関市立図書館運営協議会規則の一部を改正する規則 P 25
第20号 下関市菊川青年交流館の設置等に関する条例施行規則を 廃止する規則 P 27
第21号 下関市立幼稚園管理規則の一部を改正する規則 P 28
第22号 下関市職員の勤務時間等の特例に関する規則の 一部を改正する規則 P 45
第23号 令和2年度 教育委員会及び教育機関の職員の 任免について 別冊②

[報告事項]

- 下関市立小学校への通級指導教室新設について 別冊① P 8
- 向山小学校敷地内においての自動車損傷事故について P 47
- 学校給食施設再編整備について P 50
- 令和2年度重要文化財旧下関英國領事館の休館日及び
　　開館日の変更について P 52
- 下関市立図書館の開館時間について P 53
- 令和2年度下関市立美術館の臨時休館及び臨時開館について P 55
- 令和2年度下関市立東行記念館の臨時開館について P 57

教育委員会定例会日程表

令和2年3月27日(金) 15時00分から
下関市教育センター 3階中研修室

開会

署名委員指名

教育長報告

議事等

日程1

【議案】

- | | | |
|------|--|--------|
| 第13号 | 下関市教育委員会事務分掌規則の一部を改正する規則 | 教育政策課 |
| 第14号 | 下関市教育委員会の権限に属する事務の補助執行に関する規則の一部を改正する規則 | 教育政策課 |
| 第15号 | 下関市教育長に対する事務委任規則の一部を改正する規則 | 教育政策課 |
| 第16号 | 下関市教育委員会事務決裁規程の一部を改正する訓令 | 教育政策課 |
| 第17号 | 下関市立学校の会計年度任用職員の勤務時間、休暇等に関する規則 | 学校教育課 |
| 第18号 | 下関市立学校職員の勤務時間、休暇等に関する規則の一部を改正する規則 | 学校教育課 |
| 第19号 | 下関市立図書館運営協議会規則の一部を改正する規則 | 図書館政策課 |
| 第20号 | 下関市菊川青年交流館の設置等に関する条例施行規則を廃止する規則 | 菊川教育支所 |
| 第21号 | 下関市幼稚園管理規則の一部を改正する規則 | 幼児保育課 |
| 第22号 | 下関市職員の勤務時間等の特例に関する規則の一部を改正する規則 | 教育政策課 |
| 第23号 | 令和2年度 教育委員会及び教育機関の職員の任免について | 教育政策課 |

日程2

【報告事項】

- | | |
|------------------------------------|---------|
| 下関市立小学校への通級指導教室新設について | 学校教育課 |
| 向山小学校敷地内においての自動車損傷事故について | 学校支援課 |
| 学校給食施設再編整備について | 学校保健給食課 |
| 令和2年度重要文化財旧下関英國領事館の休館日及び開館日の変更について | 文化財保護課 |
| 下関市立図書館の開館時間について | 図書館政策課 |
| 令和2年度下関市立美術館の臨時休館及び臨時開館について | 美術館 |
| 東行記念館の臨時開館について | 歴史博物館 |

日程3

【その他】

■次回開催予定

令和2年4月20日(月)

R2. 4月						
日	月	火	水	木	金	土
			1	2	3	4
5	6	7	8	9	10	11
12	13	14	15	16	17	18
19	20	21	22	23	24	25
26	27	28	29	30		

R2. 5月						
日	月	火	水	木	金	土
					1	2
3	4	5	6	7	8	11
10	11	12	13	14	15	18
17	18	19	20	21	22	25
24	25	26	27	28	29	30
					31	

閉会

教育委員会定例会日程表

令和2年3月27日(金) 15時00分から
下関市教育センター 3階中研修室

開会

署名委員指名

教育長報告

議事等

日程1

【議案】

- | | | |
|------|--|--------|
| 第13号 | 下関市教育委員会事務分掌規則の一部を改正する規則 | 教育政策課 |
| 第14号 | 下関市教育委員会の権限に属する事務の補助執行に関する規則の一部を改正する規則 | 教育政策課 |
| 第15号 | 下関市教育長に対する事務委任規則の一部を改正する規則 | 教育政策課 |
| 第16号 | 下関市教育委員会事務決裁規程の一部を改正する訓令 | 教育政策課 |
| 第17号 | 下関市立学校の会計年度任用職員の勤務時間、休暇等に関する規則 | 学校教育課 |
| 第18号 | 下関市立学校職員の勤務時間、休暇等に関する規則の一部を改正する規則 | 学校教育課 |
| 第19号 | 下関市立図書館運営協議会規則の一部を改正する規則 | 図書館政策課 |
| 第20号 | 下関市菊川青年交流館の設置等に関する条例施行規則を廃止する規則 | 菊川教育支所 |
| 第21号 | 下関市幼稚園管理規則の一部を改正する規則 | 幼児保育課 |
| 第22号 | 下関市職員の勤務時間等の特例に関する規則の一部を改正する規則 | 教育政策課 |
| 第23号 | 令和2年度 教育委員会及び教育機関の職員の任免について | 教育政策課 |
| 第24号 | 令和2年度 下関商業高等学校教職員の人事異動について | 学校教育課 |

日程2

【報告事項】

- | | |
|------------------------------------|---------|
| 下関市立小学校への通級指導教室新設について | 学校教育課 |
| 向山小学校敷地内においての自動車損傷事故について | 学校支援課 |
| 学校給食施設再編整備について | 学校保健給食課 |
| 令和2年度重要文化財旧下関英國領事館の休館日及び開館日の変更について | 文化財保護課 |
| 下関市立図書館の開館時間について | 図書館政策課 |
| 令和2年度下関市立美術館の臨時休館及び臨時開館について | 美術館 |
| 東行記念館の臨時開館について | 歴史博物館 |

日程3

【その他】

■次回開催予定

令和2年4月20日(月)

R2. 4月						
日	月	火	水	木	金	土
			1	2	3	4
5	6	7	8	9	10	11
12	13	14	15	16	17	18
19	20	21	22	23	24	25
26	27	28	29	30		

R2. 5月						
日	月	火	水	木	金	土
					1	2
3	4	5	6	7	8	11
10	11	12	13	14	15	18
17	18	19	20	21	22	25
24	25	26	27	28	29	30
				31		

閉会

下関市教育委員会
議案第13号

下関市教育委員会事務分掌規則の一部を改正する規則

上記の議案を提出する。

令和2年（2020年）3月27日

下関市教育委員会
教育長 児玉 典彦

下関市教育委員会事務分掌規則の一部を改正する規則

下関市教育委員会事務分掌規則（平成20年教育委員会規則第1号）の一部を次のように改正する。

第4条第2項の表 教育政策課の項中「総務係 企画係」を削り、同表図書館政策課の項を削る。

第5条中 教育政策課の部を次のように改める。

教育政策課

- (1) 教育委員会の会議に関すること。
- (2) 重要な教育施策の調査、研究、企画、立案及び調整に関すること。
- (3) 教育委員会の事務分掌及び組織に関すること。
- (4) 条例、規則等に係る事務の統括に関すること。
- (5) 教育委員会所管の予算編成及び決算の統括に関すること。
- (6) 職員（校長、園長、教員及び県費負担事務職員を除く。）の人事に関すること。
- (7) 教育委員、教育長及び職員（県費負担教職員を除く。）の諸給与に関すること。
- (8) 職員（県費負担教職員、市立高等学校の教員、幼稚園の園長、教員を除く。）の勤務時間その他勤務条件に関すること。
- (9) 労働安全衛生に関すること。
- (10) 公印の管守に関すること。
- (11) 訴訟、審査請求、請願、陳情の連絡調整に関すること。
- (12) 表彰に関すること。

- (13) 職員団体及び職員の労働組合に関すること。
- (14) 教育施策の広報に関すること。
- (15) 教育行政に関する相談に関すること。
- (16) 教育の統計に関すること。
- (17) 専修学校、各種学校及び外国人学校の助成に関すること。
- (18) 小学校・中学校の適正規模・適正配置に関すること。
- (19) 学校跡地利用に関すること。(幼稚園に関するることを除く。)
- (20) 教育センターに関すること。
- (21) 文書の收受、発送及び保管に関すること。
- (22) 教育委員会の後援名義の承認に関すること。
- (23) 教育委員会内の連絡調整に関すること。
- (24) 教育委員会内他課等の所管に属しないこと。

同条中 図書館政策課の部を削る。

第5条の2 生徒指導推進室の部 第10号中「適応指導教室」を「教育支援教室」に改める。

第24条第3項の表中

「

館長補佐	館長を助け、担任事務を整理する。
------	------------------

」を

「

副館長	館長を助け、担任事務を掌理する。
館長補佐	館長を助け、担任事務を整理する。

」に

改め、同項を同条第4項とし、同条第2項中「図書館政策課長」を「彦島図書館長、長府図書館長、菊川図書館長、豊田図書館長及び豊浦図書館長にあっては中央図書館長」に改め、同項を同条第3項とし、同条第1項の次に次の1項及び各号を加える。

2 中央図書館においては、前項各号に定めるもののほか、次の事務を所掌する。

- (1) 図書館政策に関すること。

- (2) 図書館の予算執行に関すること。
- (3) 図書館運営協議会に関すること。
- (4) 図書館相互の連絡調整に関すること。
- (5) 前各号に掲げるもののほか、図書館事業の推進に関すること。

第26条第1項中「豊田ホタルの里ミュージアムの設置等に関する条例」を「下関市立自然史博物館の設置等に関する条例」に改める。

第31条第1項中「に次の係を置く。」を「の所掌事務は、次のとおりとする。」に改め、「管理係」及び「学芸係」を削り、同項に次の各号を加える。

- (1) 美術館の施設管理に関すること。
- (2) 美術館協議会に関すること
- (3) 美術作品等の収集、保管及び展示に関すること。
- (4) 美術に関する教育及び普及に関すること。
- (5) 美術に関する専門的、技術的研究に関すること。
- (6) その他美術に関すること。

第31条中第2項を削り、第3項の表 係長の項を削り、同項を第2項とし、第4項を第3項とする。

第34条第2項第7号中「下関市豊北歴史民俗資料館の設置に関する条例」を「下関市立豊北歴史民俗資料館の設置等に関する条例」に、「下関市豊北歴史民俗資料館」を「下関市立豊北歴史民俗資料館」に改める。

第38条第1号の表 下関市立美術館協議会の項中「美術館管理係」を「美術館」に改め、同条第2号の表 下関市立学校適正規模・適正配置検討委員会の項中「教育政策課企画係」を「教育政策課」に改め、同表 下関市図書館運営協議会の項を削り、同表 豊田ホタルの里ミュージアム運営協議会の項中「豊田ホタルの里ミュージアムの設置等に関する条例」を「下関市立自然史博物館の設置等に関する条例」に改め、同項の次に次の1項を加える。

下関市立図書館運営 協議会	設置条例に基づく下関 市立図書館の管理及び 運営のあり方その他図 書館行政について、調査 審議すること。	中央図書館
------------------	--	-------

第38条第3号を削る。

附 則

この規則は、令和2年4月1日から施行する。

提案理由

教育委員会事務局等の組織改編に伴う条文整備及び条例改正等に
伴う所要の条文整備を行うため。

新旧对照表
下關市教育委員會事務分掌規則

旧	新
<p>(7) 公印の管守に関すること。</p> <p>(8) 文書の收受、発送及び保管に関すること。</p> <p>(9) 訴訟、審査請求、請願、陳情の連絡調整に関すること。</p> <p>(10) 表彰に関すること。</p> <p>(11) 職員団体及び職員の労働組合に関すること。</p> <p>(12) 教育委員会の後援名義の承認に関すること。</p> <p>(13) 教育センターに関すること。</p> <p>(14) 教育委員会内の連絡調整に関すること。</p> <p>(15) 教育委員会内他課等及び課内他係の所管に属しないこと。</p>	<p>(7) 教育委員、教育長及び職員（県費負担教職員を除く。）の諸給与に関するうこと。</p> <p>(8) 職員（県費負担教職員、市立高等学校の教員、幼稚園の園長、教員を除く。）の勤務時間その他勤務条件に関すること。</p> <p>(9) 労働安全衛生に関すること。</p> <p>(10) 公印の管守に関すること。</p> <p>(11) 訴訟、審査請求、請願、陳情の連絡調整に関すること。</p> <p>(12) 表彰に関すること。</p> <p>(13) 職員団体及び職員の労働組合に関すること。</p> <p>(14) 教育施策の広報に関すること。</p> <p>(15) 教育行政に関する相談に関すること。</p> <p>(16) 教育の統計に関すること。</p> <p>(17) 専修学校、各種学校及び外国人学校の助成に関すること。</p> <p>(18) 小学校・中学校の適正規模・適正配置に関すること。</p> <p>(19) 学校財産利用に関すること。（幼稚園に関することを除く。）</p> <p>(20) 教育センターに関すること。</p> <p>(21) 文書の收受、発送及び保管に関すること。</p> <p>(22) 教育委員会の後援名義の承認に関すること。</p> <p>(23) 教育委員会内の連絡調整に関すること。</p> <p>(24) 教育委員会内他課等及び課内他係の所管に属しないこと。</p> <p>（削除）</p> <p>(1) ~ (9) （削除）</p> <p>(1) 重要な教育施策の調査、研究、企画、立案及び調整に関すること。</p>
企画係	

日	新
(2) 教育施策の広報に関すること。 (3) 教育行政に関する相談に関すること。 (4) 教育委員会所管の予算編成及び決算の統括に関すること。 (5) 教育の統計に関すること。 (6) 教育委員会の事務分掌及び組織に関すること。 (7) 専修学校、各種学校及び外国人学校の助成に関すること。 (8) 小学校・中学校の適正規模・適正配置に関すること。 (9) 学校跡地利用に関すること。(幼稚園に関することを除く。)	
学校教育課 (略)	学校教育課 (略) (削除)
図書館政策課 (1) 図書館政策に関すること。 (2) 図書館の予算執行に関すること。 (3) 関係機関等との連絡調整に関すること。 (4) 図書館運営協議会に関すること。	
第5条の2 課内室の分掌事務は、次のとおりとする。 生徒指導推進室 (1) ~ (9) (略) (10) 通心指導教室及び不登校児童生徒支援に関すること。 青少年補導センター (略)	第5条の2 課内室の分掌事務は、次のとおりとする。 生徒指導推進室 (1) ~ (9) (略) (10) 教育支援教室及び不登校児童生徒支援に関すること。 青少年補導センター (略)

議案第13号 参考資料

新	旧								
(図書館)	(図書館)								
第24条 下関市立図書館の設置等に関する条例（平成17年条例第110号）に基づき設置された図書館（以下「図書館」という。）の所掌事務は、次のとおりとする。	第24条 下関市立図書館の設置等に関する条例（平成17年条例第110号）に基づき設置された図書館（以下「図書館」という。）の所掌事務は、次のとおりとする。								
(1) 図書及び資料の収集保存に関すること。 (2) 図書及び資料の出納、閲覧に関すること。 (3) 古文書に関すること。 (4) 図書館の運営管理に関すること。	(1) 図書及び資料の収集保存に関すること。 (2) 図書及び資料の出納、閲覧に関すること。 (3) 古文書に関すること。 (4) 図書館の運営管理に関すること。								
2 中央図書館においては、前項各号に定めるもののほか、次の事務を所掌する。	2 中央図書館においては、前項各号に定めるもののほか、次の事務を所掌する。								
(1) 図書館政策に関すること。 (2) 図書館の予算執行に関すること。 (3) 図書館運営協議会に関すること。 (4) 図書館相互の連絡調整に関すること。 (5) 前各号に掲げるもののほか、図書館事業の推進に関すること。	(1) 図書館政策に関すること。 (2) 図書館の予算執行に関すること。 (3) 図書館運営協議会に関すること。 (4) 図書館相互の連絡調整に関すること。 (5) 前各号に掲げるもののほか、図書館事業の推進に関すること。								
3 図書館に次の表の左欄に掲げる役付職員を置き、当該役付職員は、上司（図書館政策課長を含む。）の命を受け、同表の右欄に掲げる職務を行う。	3 図書館に次の表の左欄に掲げる役付職員を置き、当該役付職員は、上司（彦島図書館長、長府図書館長、菊川図書館長、豊田図書館長及び豊浦図書館長にあつては、中央図書館長を含む。）の命を受け、同表の右欄に掲げる職務を行う。								
<table border="1"> <thead> <tr> <th>役付職員</th> <th>職務</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>館長</td> <td>図書館の事務を掌理し、所属職員を指揮監督する。</td> </tr> </tbody> </table>	役付職員	職務	館長	図書館の事務を掌理し、所属職員を指揮監督する。	<table border="1"> <thead> <tr> <th>役付職員</th> <th>職務</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>館長</td> <td>図書館の事務を掌理し、所属職員を指揮監督する。</td> </tr> </tbody> </table>	役付職員	職務	館長	図書館の事務を掌理し、所属職員を指揮監督する。
役付職員	職務								
館長	図書館の事務を掌理し、所属職員を指揮監督する。								
役付職員	職務								
館長	図書館の事務を掌理し、所属職員を指揮監督する。								
3 前項に規定する役付職員のほか、必要があるときは、図書館に次の表の左欄に掲げる役付職員を置くことができる。この場合において、当該役付職員は、上司の命を受け、それぞれ同表の右欄に掲げる職務を行う。	4 前項に規定する役付職員のほか、必要があるときは、図書館に次の表の左欄に掲げる役付職員を置くことができる。この場合において、当該役付職員は、上司の命を受け、それぞれ同表の右欄に掲げる職務を行う。								

日		新	
役付職員	職務	役付職員	職務
館長補佐	館長を助け、担任事務を整理する。	副館長	館長を助け、担任事務を整理する。
主査	館長を助け、特に命じられた事務を処理する。	館長補佐	館長を助け、担任事務を整理する。
主任	担任事務を処理する。	主査	館長を助け、特に命じられた事務を処理する。
主任主事		主任	担任事務を処理する。
主任技師		主任主事	
副主任		主任技師	
		副主任	
(ホタルミュージアム)		(ホタルミュージアム)	
第26条 豊田ホタルの里ミュージアムの設置等に関する条例（平成17年条例第123号）に基づき設置された豊田ホタルの里ミュージアム（以下「ホタルミュージアム」という。）の所掌事務は、次のとおりとする。		第26条 下関市立自然史博物館の設置等に関する条例（平成17年条例第120号）に基づき設置された美術館（以下「美術館」という。）の所掌事務は、次のとおりとする。	
(1) (略)		(1) (略)	
(美術館)		(美術館)	
第31条 下関市立美術館の設置等に関する条例（平成17年条例第120号）に基づき設置された美術館（以下「美術館」という。）に次の係を置く。		第31条 下関市立美術館の設置等に関する条例（平成17年条例第120号）に基づき設置された美術館（以下「美術館」という。）の所掌事務は、次のとおりとする。	
管理系 学芸係		(1) 美術館の施設管理に関すること。 (2) 美術館協議会に関すること。 (3) 美術作品等の収集、保管及び展示に関すること。 (4) 美術に関する教育及び普及に関すること。 (5) 美術に関する専門的、技術的研究に関すること。 (6) その他美術に関すること。	
2 前項に規定する係の分掌事務は、次のとおりとする。		(削除)	

	旧	新
管理係		
(1) 美術館の施設管理に関すること。 (2) 美術館協議会に関すること。 (3) 館内他係の所管に属しないこと。		
学芸係		
(1) 美術作品等の収集、保管及び展示に関すること。 (2) 美術に関する教育及び普及に関すること。 (3) 美術に関する専門的、技術的研究に関すること。 (4) その他美術に関すること。		
3 美術館に次の表の左欄に掲げる役付職員を置き、当該役付職員は、上司の命を受け、それぞれ同表の右欄に掲げる職務を行う。	2 美術館に次の表の左欄に掲げる役付職員を置き、当該役付職員は、上司の命を受け、それぞれ同表の右欄に掲げる職務を行う。	
役付職員	職務	職務
館長	美術館の事務を掌理し、所属職員を指揮監督する。	美術館の事務を掌理し、所属職員を指揮監督する。
係長	係の事務を処理する。	(削除)
4 (略)	3 (略)	3 (略)
第34条 (略)	第34条 (略)	第34条 (略)
2 (略)	2 (略)	2 (略)
総務係 (略)	総務係 (略)	総務係 (略)
学芸係		
(1) ~ (6) (略)	(1) ~ (6) (略)	(1) ~ (6) (略)
(7) 下関市 豊北歴史民俗資料館の設置 に関する条例 (平成17年条例第126号)に基づき設置された下関市 豊北歴史民俗資料館 (以下「歴史資料館」という。)に関すること。	(7) 下関市立豊北歴史民俗資料館の設置等に関する条例 (平成17年条例第126号)に基づき設置された下関市立豊北歴史民俗資料館 (以下「歴史資料館」という。)に関すること。	

旧	新
第5章 附屬機関 (附屬機関)	第5章 附屬機関 (附屬機関)
第38条 (略)	第38条 (略)
(1) 法律(地方自治法を除く。)の規定に基づく条例の規定により設置された附屬機関	(1) 法律(地方自治法を除く。)の規定に基づく条例の規定により設置された附屬機関

名称	担任する事務	名称	担任する事務
(略)	(略)	(略)	(略)
下関市立美術館協議会	博物館法第20条第2項の規定による美術館の運営に関する事務	下関市立美術館協議会	博物館法第20条第2項の規定による美術館の運営に関する事務
(略)	(略)	(略)	(略)

- (2) 地方自治法の規定に基づく条例(下関市公の施設における指定管理者の指定手続等に関する条例(平成17年条例第26号)を除く。)の規定により設置された附屬機関
- (2) 地方自治法の規定に基づく条例(下関市公の施設における指定管理者の指定手続等に関する条例(平成17年条例第26号)を除く。)の規定により設置された附屬機関

旧		新	
名称	担任する事務	名称	担任する事務
下関市立学校適正規模・適正配置検討委員会	下関市附属機関設置条例（平成22年条例第3号。以下「設置条例」という。）の規定に基づく下関市立の小学校及び中学校の適正な規模及び配置について、必要な事項を調査審議すること。	下関市立学校適正規模・適正配置検討委員会	下関市附属機関設置条例（平成22年条例第3号。以下「設置条例」という。）の規定に基づく下関市立の小学校及び中学校の適正な規模及び配置について、必要な事項を調査審議すること。
(略)	(略)	(略)	(略)
下関市立図書館運営協議会	設置条例に基づく下関市立図書館の管理及び運営のあり方その他図書館行政について、調査審議すること。	図書館政策課	(削除) (削除)
(略)	(略)	(略)	(略)
豊田市タルの里ミニュージアム運営協議会	豊田市タルの里ミニュージアムの設置等に関する条例の規定により設置された豊田市タルの里ミニュージアムの管理運営に関する事項について、調査審議すること。	豊田教育支所	豊田市立自然史博物館の設置等に関する条例の規定により設置された豊田ホタルの里ミニュージアムの管理運営に関する事項について、調査審議すること。
(略)	(略)	(略)	(略)
土井ヶ浜遺跡・人類学ミニュージアム運営協議会	土井ヶ浜遺跡・人類学ミニュージアムの設置等に関する条例の規定により設置された土井ヶ浜遺跡・人類学ミニュージアムの管理運営に関する事項について、調査審議すること。	土井ヶ浜遺跡・人類学ミニュージアム運営協議会	土井ヶ浜遺跡・人類学ミニュージアムの設置等に関する条例の規定により設置された土井ヶ浜遺跡・人類学ミニュージアムの管理運営に関する事項について、調査審議すること。
(略)	(略)	(略)	(略)

議案第13号 参考資料

名称	担任する事務	任務を処理する組織
下関市指定管理候補者選定委員会(下関市生涯学習プラザ)	下関市生涯学習プラザの設置等に関する条例(平成21年条例第1号)第21条第1項及び下関市立図書館の設置等に関する条例(平成17年条例第110号)第11条第1項の規定による下関市生涯学習プラザ及び下関市立中央図書館の指定管理者候補者の選定について審議すること。	生涯学習課

旧

(3) 下関市の施設における指定管理者の指定手続等に関する条例第5条
の規定により設置された附属機関

(削除)

(削除)

(削除)

新

下関市教育委員会
議案第14号

下関市教育委員会の権限に属する事務の補助執行に関する規則の
一部を改正する規則

上記の議案を提出する。

令和2年（2020年）3月27日

下関市教育委員会
教育長 児玉 典彦

下関市教育委員会の権限に属する事務の補助執行に関する規則の
一部を改正する規則

下関市教育委員会の権限に属する事務の補助執行に関する規則（平成26年
教育委員会規則第2号）の一部を次のように改正する。

第2条第2項に次の1号を加える。

（2）社会教育法（昭和24年法律第207号）第5条第1項第5号から
第7号に規定する事務のうち、人権に関すること。

附 則

この規則は、令和2年4月1日から施行する。

提案理由

人権・男女共同参画課の職員（人権啓発指導員を含む）の事務執行を明確
にするため、下関市教育委員会の権限に属する事務の補助執行に関する規則
に係る所要の条文整備を行うもの。

議案第14号 参考資料

新 旧 対 照 表

下関市教育委員会の権限に属する事務の補助執行に関する規則の一部を改正する規則

新	旧	新
第2条 (略) (1) (略)	第2条 (略) (1) (略)	2 教育委員会は、市長の補助機関である職員のうち、市民部の職員に次に掲げる事務を補助執行させる。 (1) (略)
2 教育委員会は、市長の補助機関である職員のうち、市民部の職員に次に掲げる事務を補助執行させる。 (1) (略)		(2) <u>社会教育法（昭和24年法律第207号）第5条第1項第5号から第7号に規定する事務のうち、人権に</u> <u>関すること。</u>

下関市教育委員会
議案第15号

下関市教育長に対する事務委任規則の一部を改正する規則
上記の議案を提出する。

令和2年（2020年）3月27日

下関市教育委員会
教育長 児玉 典彦

下関市教育長に対する事務委任規則の一部を改正する規則
下関市教育長に対する事務委任規則（平成17年教育委員会規則第7号）の
一部を次のように改正する。

第4条の見出しを「（臨時代理）」に改め、同条第1項及び第2項中
「代理し、又は専決」を「代理」に改める。

第5条を第6条とし、第4条の次に次の1条を加える。

（専決）

第5条 教育長は、第2条及び前条の規定にかかわらず、次に掲げる事
項を専決することができる。

- (1) 事務局及び教育機関の職員（下関市管理職手当支給に関する規則
（平成17年規則第37号）に規定する管理職手当の支給を受ける
職員を除く。）の任免に関すること。
- (2) 職員の分限（休職に限る。）に関すること。
- 2 教育長は、前項に規定する事務について、別に定めるところにより、
教育部長以下の職員に専決させることができる。
- 3 教育長は、前2項の規定により専決した事務のうち、特に必要があ
ると認めるものについては、教育委員会に報告するものとする。

附 則

この規則は、令和2年4月1日から施行する。

提案理由

教育委員会の権限に属する事務（職員の任免その他人事に関する
こと）に係る整理するため、規則の条文整備を行うもの。

下関市教育長に対する事務委任規則	
日	新
(臨時代理等)	(臨時代理)
第4条 教育委員会の会議の議決により決定しなければならない事項について、緊急に処理する必要があると認めらるる事務が生じ、かつ、教育委員会の会議を招集することができないときは、教育長は、当該事務について臨時に代理することができる。	第4条 教育委員会の会議の議決により決定しなければならない事項について、緊急に処理する必要があると認めらるる事務が生じ、かつ、教育委員会の会議を招集することができないときは、教育長は、当該事務について臨時に代理することができる。
2 教育長は、前項の規定により臨時に代理したときは、次回の教育委員会の会議にその理由及び事務処理について報告しなければならない。	2 教育長は、前項の規定により臨時に代理したときは、次回の教育委員会の会議にその理由及び事務処理について報告しなければならない。
(専決)	(専決)
第5条 教育長は、第2条及び前条の規定にかかわらず、次に掲げる事項を専決することができる。	第5条 教育長は、第2条及び前条の規定にかかわらず、次に掲げる事項を専決することができる。
(1) 事務局及び教育機関の職員（下関市管理職手当支給に関する規則（平成17年規則第37号）に規定する管理職手当の支給を受ける職員を除く。）の任免に関すること。	(1) 事務局及び教育機関の職員（下関市管理職手当支給に関する規則（平成17年規則第37号）に規定する管理職手当の支給を受ける職員を除く。）の任免に関すること。
(2) 職員の分限（休職に限る。）に関すること。	(2) 職員の分限（休職に限る。）に関すること。
2 教育長は、前項に規定する事務について、別に定めることにより、教育部長以下の職員に専決させることができる。	2 教育長は、前項に規定する事務について、別に定めることにより、教育部長以下の職員に専決させることができる。
3 教育長は、前項の規定により専決した事務のうち、特に必要があると認めるものについては、教育委員会に報告するものとする。	3 教育長は、前項の規定により専決した事務のうち、特に必要があると認めるものについては、教育委員会に報告するものとする。
(委任事務処理の特例)	(委任事務処理の特例)
第5条 教育長は、第2条の規定にかかわらず、委任された事務について重要な事態が生じたときは、これを教育委員会の会議に付議することができる。	第6条 教育長は、第2条の規定にかかわらず、委任された事務について重要な事態が生じたときは、これを教育委員会の会議に付議することができる。

下関市教育委員会
議案第16号

下関市教育委員会事務決裁規程の一部を改正する訓令
上記議案を提出する。

下関市教育委員会
教育長 児玉 典彦

下関市教育委員会事務決裁規程の一部を改正する訓令

下関市教育委員会事務決裁規程（平成17年教育委員会訓令第1号）の
一部を次のように改正する。

第2条第5号中「美術館」を「中央図書館、美術館」に改め、同条第6
号中「歴史博物館」を「美術館」に改める。

別表第1 人事の項 教育部長専決事項の欄を次のように改める。

非常勤の職員（地方公務員法（昭和25年法律第261号）第3条第3
項第3号の調査員及び嘱託員又は同法第22条の2第1項に規定する会
計年度任用職員をいう。）の任免に関すること。

別表第1 人事の項の次に次のように加える。

公務災害	公務災害の認定に関す ること。	
------	--------------------	--

別表第2 第8号中「及び同条第8号」を「、第8号」に、「第14号」を「第
11号まで及び第13号から第15号」に、「定めるものを除く」を「定めるも
の並びに下関市会計年度任用職員の勤務時間、休暇等に関する条例施行規則（令
和元年規則第31号）第11条第1項第4号、第5号及び第7号に定めるもの
を除く」に改める。

別表第3及び別表第4を次のように改める。

別表第3（第5条関係）

課内室、課に属する出先機関の長及び教育機関（小学校及び中学校を除く。以下同じ。）
の長専決事項

- (1) 課内室、課に属する出先機関の長、教育機関の長及び所属職員の管内出張命令に
係る旅行命令に関すること。
- (2) 所属職員の服務(時間外勤務命令に関することを除く。)に関すること。
- (3) 所属職員の事務分担に関すること。
- (4) 軽易な事項についての照会、回答、通知、報告、進達、申請、届等に関すること。
- (5) 定例による公の施設及び行政財産の使用許可に関すること。
- (6) 公簿、図書の閲覧に関すること。
- (7) 定例のある証明に関すること。
- (8) 諸台帳の調製、整備、保管に関すること。
- (9) 前各号に準ずる極めて軽易な事項に関すること。
- (10) 職員以外の者及び地方自治法第203条第2項又は第203条の2第3項の規
定により費用の弁償を受けることができる者の旅行命令等に関する。

別表第4（第5条関係）

小学校及び中学校の長専決事項

- (1) 小学校及び中学校の長並びに所属職員の管内出張命令に関すること。
- (2) 所属職員の服務に関すること。
- (3) 所属職員の事務分担に関すること。
- (4) 軽易な事項についての照会、回答、通知、報告、進達、申請、届等に関すること。
- (5) 定例による公の施設及び行政財産の使用許可に関すること。
- (6) 公簿、図書の閲覧に関すること。
- (7) 定例のある証明に関すること。
- (8) 諸台帳の調製、整備、保管に関すること。
- (9) 前各号に準ずる極めて軽易な事項に関すること。

附 則

この訓令は、令和2年4月1日から施行する。

提案理由

図書館政策課を廃し、その業務を中央図書館に集約するために中央図書館長に事務決裁権限を付与するため。また、歴史博物館及び美術館の人員体制の見直しに伴う条文整備のため。

下関市教育委員会事務処理規程

日	新
(用語の意義)	(用語の意義)
第2条 (略)	第2条 (略)
(1) ~ (4) (略)	(1) ~ (4) (略)
(5) 課 下関市教育委員会事務分掌規則（平成20年教育委員会規則第1号。以下「分掌規則」という。）に定める事務局の課及び教育支所並びに美術館、歴史博物館、土井ヶ浜遺跡・人類学ミュージアム（以下「人類学ミュージアム」という。）及び高等学校をいう。	(5) 課 下関市教育委員会事務分掌規則（平成20年教育委員会規則第1号。以下「分掌規則」という。）に定める事務局の課及び教育支所並びに中央図書館、美術館、歴史博物館、土井ヶ浜遺跡・人類学ミュージアム（以下「人類学ミュージアム」という。）及び高等学校をいう。
(6) 課長 前号に掲げる課の長をいう。ただし、歴史博物館にあっては副館長とする。	(6) 課長 前号に掲げる課の長をいう。ただし、美術館にあっては副館長とする。
(7) ~ (8) (略)	(7) ~ (8) (略)
別表第1 (第5条関係)	別表第1 (第5条関係)
教育部長及び課長共通事項	教育部長及び課長共通事項
	教育部長専決事項
	課長専決事項
(略)	(略)
別表第1 (第5条関係)	別表第1 (第5条関係)
教育部長及び課長共通事項	教育部長及び課長共通事項
	教育部長専決事項
	課長専決事項
(略)	(略)
人事	所属職員の配置及び事務分担に関すること。
	非常勤の職員（地方公務員法昭和25年法律第261号）第3条第3項第3号の調査員及び嘱託員又は同法第22条の2第1項に規定する会計年度任用職員をいう。）の任免に関すること。
公務災害	公務災害の認定に関すること。
	(略)

日	新			
別表第2（第5条関係）	<p>別表第2（第5条関係）</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center; padding: 5px;">教育政策課長専決事項</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="padding: 5px;"> (1) ~ (7) (略) (8) 特別休暇（下関市職員の勤務時間、休暇等に関する条例施行規則（平成17年規則第25号）第14条第1項第5号及び同条第8号から第14号までに定めるもの）を除く。）、介護休暇、介護時間及び組合休暇に関する事項 </td> </tr> <tr> <td style="padding: 5px;"> (9) ~ (14) (略) </td> </tr> </tbody> </table>	教育政策課長専決事項	(1) ~ (7) (略) (8) 特別休暇（下関市職員の勤務時間、休暇等に関する条例施行規則（平成17年規則第25号）第14条第1項第5号及び同条第8号から第14号までに定めるもの）を除く。）、介護休暇、介護時間及び組合休暇に関する事項	(9) ~ (14) (略)
教育政策課長専決事項				
(1) ~ (7) (略) (8) 特別休暇（下関市職員の勤務時間、休暇等に関する条例施行規則（平成17年規則第25号）第14条第1項第5号及び同条第8号から第14号までに定めるもの）を除く。）、介護休暇、介護時間及び組合休暇に関する事項				
(9) ~ (14) (略)				
別表第3（第5条関係）	<p>別表第3（第5条関係）</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center; padding: 5px;">課内室、課に属する出先機関の長及び教育機関（小学校及び中学校を除く。以下同じ。）の長専決事項</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="padding: 5px;"> (1) 課内室、課に属する出先機関の長、教育機関の長及び所属職員の管内出張命令に係る旅行命令に関する事項。 (2) 所属職員の服務（時間外勤務命令に関する事項を除く。）に関する事項。 (3) 所属職員の事務分担に関する事項。 (4) 軽易な事項についての照会、回答、通知、報告、進達、申請、届等に関する事項。 (5) 定例による公の施設及び行政財産の使用許可に関する事項。 (6) 公簿、図書の閲覧に関する事項。 (7) 定例のある証明に関する事項。 (8) 諸台帳の調製、整備、保管に関する事項。 (9) 前各号に準ずる極めて軽易な事項に関する事項。 </td> </tr> </tbody> </table>	課内室、課に属する出先機関の長及び教育機関（小学校及び中学校を除く。以下同じ。）の長専決事項	(1) 課内室、課に属する出先機関の長、教育機関の長及び所属職員の管内出張命令に係る旅行命令に関する事項。 (2) 所属職員の服務（時間外勤務命令に関する事項を除く。）に関する事項。 (3) 所属職員の事務分担に関する事項。 (4) 軽易な事項についての照会、回答、通知、報告、進達、申請、届等に関する事項。 (5) 定例による公の施設及び行政財産の使用許可に関する事項。 (6) 公簿、図書の閲覧に関する事項。 (7) 定例のある証明に関する事項。 (8) 諸台帳の調製、整備、保管に関する事項。 (9) 前各号に準ずる極めて軽易な事項に関する事項。	
課内室、課に属する出先機関の長及び教育機関（小学校及び中学校を除く。以下同じ。）の長専決事項				
(1) 課内室、課に属する出先機関の長、教育機関の長及び所属職員の管内出張命令に係る旅行命令に関する事項。 (2) 所属職員の服務（時間外勤務命令に関する事項を除く。）に関する事項。 (3) 所属職員の事務分担に関する事項。 (4) 軽易な事項についての照会、回答、通知、報告、進達、申請、届等に関する事項。 (5) 定例による公の施設及び行政財産の使用許可に関する事項。 (6) 公簿、図書の閲覧に関する事項。 (7) 定例のある証明に関する事項。 (8) 諸台帳の調製、整備、保管に関する事項。 (9) 前各号に準ずる極めて軽易な事項に関する事項。				

新	旧
<p>(10) 職員以外の者及び地方自治法第203条第2項又は第203条の2第3項の規定により費用の弁償を受けることができる者の旅行命令等に関する。</p>	<p>(10) 職員以外の者及び地方自治法第203条第2項又は第203条の2第3項の規定により費用の弁償を受けることができる者の旅行命令等に関する。</p>

別表第4（第5条関係）

小学校及び中学校の長専決事項

- (1) 小学校及び中学校の長並びに所属職員の管内出張命令に関すること。
- (2) 所属職員の服務に関すること。
- (3) 所属職員の事務分担に関すること。
- (4) 軽易な事項についての照会、回答、通知、報告、進達、申請、届等に関すること。
- (5) 定例による公の施設及び行政財産の使用許可に関すること。
- (6) 公簿、図書の閲覧に関すること。
- (7) 定例のある証明に関すること。
- (8) 諸台帳の調製、整備、保管に関すること。
- (9) 前各号に準ずる極めて軽易な事項に関すること。

別表第4（第5条関係）

小学校及び中学校の長専決事項

- (1) 小学校及び中学校の長並びに所属職員の管内出張命令に関すること。
- (2) 所属職員の服務に関すること。
- (3) 所属職員の事務分担に関すること。
- (4) 軽易な事項についての照会、回答、通知、報告、進達、申請、届等に関すること。
- (5) 定例による公の施設及び行政財産の使用許可に関すること。
- (6) 公簿、図書の閲覧に関すること。
- (7) 定例のある証明に関すること。
- (8) 諸台帳の調製、整備、保管に関すること。
- (9) 前各号に準ずる極めて軽易な事項に関すること。

下関市教育委員会
議案 第 19 号

下関市立図書館運営協議会規則の一部を改正する規則

上記の議案を提出する。

令和 2 年 3 月 27 日

下関市教育委員会

教育長 児 玉 典 彦

下関市立図書館運営協議会規則の一部を改正する規則

下関市立図書館運営協議会規則（平成 21 年教育委員会規則第 12 号）の一部を次のように改正する。

第 7 条中「教育委員会図書館政策課」を「中央図書館」に改める。

附 則

この規則は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。

提案理由

下関市教育委員会の機構改編に伴い、所要の条文整備を行うため。

下関市立図書館運営協議会規則

日	新
(庶務)	(庶務)
第7条 協議会の庶務は、教育委員会図書館政策課において處理する。	第7条 協議会の庶務は、中央図書館において處理する。

下関市教育委員会
議案第20号

下関市菊川青年交流館の設置等に関する条例施行規則を廃止する規則

上記の議案を提出する。

令和2年（2020年）3月27日

下関市教育委員会
教育長 児玉典彦

下関市菊川青年交流館の設置等に関する条例施行規則を廃止する規則

下関市菊川青年交流館の設置等に関する条例施行規則（平成17年教育委員会規則第44号）は、廃止する。

附 則

この条例は、令和2年4月1日から施行する。

提案理由

下関市菊川青年交流館の設置等に関する条例を廃止したため。

下関市教育委員会
議案第21号

下関市立幼稚園管理規則の一部を改正する規則

上記の議案を提出する。

令和2年（2020年）3月27日

下関市教育委員会
教育長 児玉 典彦

下関市立幼稚園管理規則の一部を改正する規則

下関市立幼稚園管理規則（平成17年教育委員会規則第21号）
の一部を次のように改正する。

別表 江浦幼稚園の項利用定員の欄中「60人」を「0人」、川中西幼稚園の項利用定員の欄中「40人」を「0人」に改める。

附 則

この規則は、令和2年4月1日から施行する。

提案理由

下関市立幼稚園の休止に伴い、当該規則の関係箇所の整備を行うため。

下關市立幼稚園管理規則 新旧対照表

別表 (第 14 条関係)		別表 (第 14 条関係)	
旧		新	
名称	利用定員	名称	収容定員
第一幼稚園	20人	第一幼稚園	20人
豊浦幼稚園	70人	豊浦幼稚園	70人
小月幼稚園	100人	小月幼稚園	100人
内日幼稚園	0人	内日幼稚園	0人
江浦幼稚園	60人	江浦幼稚園	0人
清末幼稚園	120人	清末幼稚園	120人
川中幼稚園	100人	川中幼稚園	100人
川中西幼稚園	40人	川中西幼稚園	0人
豊東幼稚園	40人	豊東幼稚園	40人

令和2年度 下関市立就学前施設について

	幼稚園（6+3園）	保育園（10園）	認定こども園（9園）
令和2年度 実施園	第一幼稚園	幸町保育園	中央こども園
	豊浦幼稚園	名池保育園	堀田こども園
	清末幼稚園（3年教育）	幡生保育園	王喜こども園
	小月幼稚園（3年教育）	彦島第一保育園	菊川こども園
	川中幼稚園（3年教育）	長府第一保育園	西市こども園
	豊東幼稚園（3年教育）	長府第二保育園	豊田下こども園
		長府第三保育園	川棚こども園
		長府第四保育園	黒井こども園
		吉見保育園	豊北こども園
		双葉保育園	
休止園	江浦幼稚園 内日幼稚園 川中西幼稚園		

※ 内日幼稚園：平成28年度の園児募集を停止、平成29年度から休止（在園児の転園による）

○下関市立幼稚園管理規則

平成 17 年 2 月 13 日

教育委員会規則第 21 号

改正 平成 20 年 9 月 25 日教育委員会規則第 8 号

平成 21 年 4 月 1 日教育委員会規則第 5 号

平成 22 年 3 月 30 日教育委員会規則第 10 号

平成 22 年 8 月 30 日教育委員会規則第 26 号

平成 23 年 3 月 31 日教育委員会規則第 10 号

平成 26 年 3 月 28 日教育委員会規則第 3 号

平成 26 年 9 月 30 日教育委員会規則第 11 号

平成 27 年 3 月 26 日教育委員会規則第 11 号

平成 28 年 3 月 30 日教育委員会規則第 11 号

平成 29 年 3 月 30 日教育委員会規則第 3 号

平成 30 年 3 月 30 日教育委員会規則第 4 号

平成 30 年 8 月 31 日教育委員会規則第 5 号

平成 31 年 3 月 29 日教育委員会規則第 4 号

(趣旨)

第 1 条 この規則は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和 31 年法律第 162 号）第 33 条の規定により幼稚園（下関市立学校の設置等に関する条例（平成 17 年条例第 100 号）の規定に基づき設置された幼稚園をいう。以下同じ。）の管理運営に関し、別に定めのあるものを除くほか、必要な事項を定めるものとする。

(目的及び運営方針)

第 2 条 幼稚園は、義務教育及びその後の教育の基礎を培うものとして、児童を保育し、児童の健やかな成長のために適当な環境を与えて、その心身の発達を助長することを目的とする。

2 幼稚園における教育は、前項に規定する目的を実現するため、学校教育法

(昭和22年法律第26号) 第23条各号に掲げる目標を達成するよう行うものとする。

3 幼稚園の運営方針は、別に定める。

(教育指導計画の作成)

第3条 園長は、幼稚園教育要領の基準及び下関市教育委員会(以下「教育委員会」という。)の定める方針により教育指導計画を作成するものとする。

(教育課程の届出)

第4条 園長は、毎年度始めに、その年度に実施すべき教育課程を教育委員会に届け出なければならない。

2 前項の教育課程には、少なくとも教育指導の重点及び時間配当を保育年別に記載するものとする。

(指導結果の評価方針)

第5条 園長は、児童指導要録に示されている目標を基準として、児童の指導結果を判定する評定方針を定めるものとする。

(園外行事)

第6条 園長が、教育活動一環として実施する園外行事については、教育委員会の定める基準又は方針に基づき、これを行うものとする。

(教材の届出)

第7条 園長は、教育活動において教材として計画的かつ継続的に児童に使用させる場合は、教材使用届(様式第1号)によりあらかじめ教育委員会に届けなければならない。

(教育職員)

第8条 幼稚園に、園長、教頭及び教諭を置く。ただし、特別の事情のあるときは、教頭を置かないことができる。

2 幼稚園には、前項に規定するもののほか、副園長、主任教諭、副主任を置くことができる。

3 園長は、園務をつかさどり、所属職員を監督する。

4 副園長は、園長を助け、命を受けて園務をつかさどる。

- 5 教頭は、園長（副園長を置く園にあっては、園長及び副園長）を助け、園務を整理し、及び必要に応じ幼児の保育をつかさどる。
- 6 主任教諭は、幼児の保育をつかさどり、並びに教諭その他の職員に対して、保育の改善及び充実のために必要な指導及び助言を行う。
- 7 副主任は、幼児の保育をつかさどり、並びに教諭に対して保育の充実のために必要な助言を行う。
- 8 教諭は幼児の保育をつかさどる。

(園務主任)

第9条 幼稚園に、園長及び副園長を除く教育職員の中から、園務主任を置くことができる。

- 2 園務主任は、園長の監督を受けて園務を処理するとともに、園長及び副園長が不在のときは、その指定した事務を処理する。
- 3 園務主任は、教育委員会が命ずる。

(校務技士)

第10条 幼稚園に、校務技士を置くことができる。

- 2 校務技士は、上司の命を受け、幼稚園の環境の整備その他の用務に従事する。

(施設、設備の管理)

第11条 園長は、施設の使用目的若しくは使用区分を変更し、又は模様替えをしようとするときは、使用目的（使用区分）変更（模様替）願（様式第2号）によりあらかじめ教育委員会の承認を得なければならない。

- 2 園長は、施設、設備のうち、幼稚園の用に供することができなくなったとき、又はその必要がなくなったものについては、教育委員会に不要施設（設備）に関する報告（様式第3号）をし、その指示を受けなければならない。
- 3 園長は、施設、設備が亡失し、又は甚だしく損傷したときは、速やかに教育委員会に施設（設備）亡失（損傷）報告（様式第4号）を報告しなければならない。

(目的外の利用)

第12条 園長は、施設、設備を社会教育その他公共のために利用させることができる。ただし、長期の利用又は異例に属する利用の場合には、あらかじめ教育委員会の指示を受けなければならない。

(入園資格)

第13条 幼稚園に入園できる者は、満3歳から小学校就学の始期に達するまでの幼児とする。

(定員)

第14条 幼稚園の収容定員及び利用定員は、別表のとおりとする。

(教育週時数)

第15条 教育週数は、毎学年39週を下ってはならないとし、1日の教育時間は、4時間を標準とする。

(学期及び休業日)

第16条 学期は、次のとおりとする。

- (1) 第1学期 4月1日から8月31日まで
- (2) 第2学期 9月1日から12月31日まで
- (3) 第3学期 1月1日から3月31日まで

2 休業日は、次のとおりとする。

- (1) 保育年始め休業 4月1日から4月7日まで
- (2) 夏季休業 7月21日から8月31日まで
- (3) 冬季休業 12月25日から翌年1月7日まで
- (4) 保育年末休業 3月25日から3月31日まで
- (5) 前各号に定めるもののほか、必要に応じて教育長が定める日

3 園長は、必要があると認めるときは、前項に規定する休業日を変更することができる。ただし、学年当たりの休業日を通算した日数は、同項に規定する休業日を通算した日数を超えることはできない。

4 園長は、前2項に定めるもののほか、特に必要があると認めるときは、下関市教育委員会の承認を得て、別に休業日を設けることができる。

(入園の手続)

第17条 幼児を入園させようとする保護者は、入園申込書（様式第5号）により願書を提出しなければならない。

（入園の決定）

第18条 入園志願者の数が定員を超えたときは、教育委員会が選考により決定する。

（出席の停止）

第19条 園長は、学校保健安全法（昭和33年法律第56号）第19条の規定により、感染症にかかっており、かかっている疑いがあり、又はかかるおそれのある園児があるときは、当該園児の出席を停止させることができる。

2 園長は、前項の処置を行ったときは、その状況を速やかに教育委員会に報告しなければならない。

（退園及び除籍）

第20条 園児を退園させようとするとき保護者は、その事由を具して園長に届け出なければならない。

2 園児の無届欠席1月以上に及ぶときは、園長は、その園児を除籍することができる。

（保育証書の授与）

第21条 6月以上出席の者には、保育証書（様式第6号）を授与する。

（保育料等の納付）

第22条 園児の保護者又は扶養義務者は、下関市子どものための教育・保育等に関する条例（平成27年条例第38号）第6条の保育料及び下関市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例（平成26年条例第45号）第14条第4項に規定する費用の額を納付しなければならない。

（一時預かり事業）

第23条 幼稚園は、別に定めるところにより、児童福祉法（昭和22年法律第164号）第6条の3第7項に規定する一時預かり事業を行うことができる。

(緊急時における対応)

第24条 園長は、園児の集団疾病、集団中毒、傷害、死亡等幼稚園において緊急の対応を要する事故等が発生したときは、速やかに保護者及びその他関係機関に連絡するとともに、教育委員会に報告する等、必要な措置を講じなければならない。

2 園長は、緊急の対応を要する事故等の発生に際してとった措置について記録するとともに、事故発生の原因を解明し、再発防止のための対策を講じるものとする。

(非常災害対策)

第25条 園長は、非常災害に備えて、幼稚園の防犯及び防災の計画を作成し、必要な訓練を行い、防犯及び防災について万全を期さなければならぬ。

(虐待防止のための措置)

第26条 園長は、園児の人権の擁護及び虐待の防止を図るため、必要な体制の整備を図るとともに、職員に対する研修の実施その他必要な措置を講じるものとする。

(その他)

第27条 この規則の施行について必要な事項は、別に定める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成20年9月25日教育委員会規則第8号）

この規則は、平成21年4月1日から施行する。

附 則（平成21年4月1日教育委員会規則第5号）

この規則は、平成21年4月1日から施行する。

附 則（平成22年3月30日教育委員会規則第10号）

この規則は、平成22年4月1日から施行する。

附 則（平成22年8月30日教育委員会規則第26号）

この規則は、平成23年4月1日から施行する。

附 則（平成23年3月31日教育委員会規則第10号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成26年3月28日教育委員会規則第3号）

この規則は、平成26年4月1日から施行する。

附 則（平成26年9月30日教育委員会規則第11号）

この規則は、子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）の施行の日から施行する。

附 則（平成27年3月26日教育委員会規則第11号）

この規則は、平成27年4月1日から施行する。

附 則（平成28年3月30日教育委員会規則第11号）

この規則は、平成28年4月1日から施行する。

附 則（平成29年3月30日教育委員会規則第3号）

この規則は、平成29年4月1日から施行する。

附 則（平成30年3月30日教育委員会規則第4号）

この規則は、平成30年4月1日から施行する。

附 則（平成30年8月31日教育委員会規則第5号）

この規則は、平成30年8月31日から施行する。

附 則（平成31年3月29日教育委員会規則第4号）

この規則は、平成31年4月1日から施行する。

附 則（令和2年3月 日教育委員会規則第 号）

この規則は、令和2年4月1日から施行する。

別表（第14条関係）

名称	利用定員	収容定員
第一幼稚園	20人	105人
豊浦幼稚園	70人	140人
小月幼稚園	100人	140人
内日幼稚園	0人	35人
江浦幼稚園	0人 -60人	140人
清末幼稚園	120人	160人
川中幼稚園	100人	140人
川中西幼稚園	0人 -40人	70人
豊東幼稚園	40人	70人

様式第1号(第7条関係)

年　月　日

下関市教育委員会様

○○幼稚園長

印

教　材　使　用　届

下記のものを 年度本園において教材として使用したいのでお届けします。

教材名	編著者名	発行所	価 格	保育年	園児数	使用期間	使用する理由

様式第2号(第11条関係)

年 月 日

下関市教育委員会様

〇〇幼稚園長

印

使用目的(使用区分)変更(模様替)願

次のとおり施設の使用目的(使用区分)を変更(模様替)したいので御承認くださるよう
お願いします。

記

棟番号	現況		計画	
	目的物名称	坪数	目的物名称	坪数
計				

(2) 理由

(3) 時期

ア 着工予定年月日

イ しゅん工予定年月日

(4) 施工概要

(5) 経費及びその負担区分

(6) その他参考事項

添付すべき書類

1 財産台帳の写し

2 仕様書及び図面

様式第3号(第11条関係)

年 月 日

下関市教育委員会様

○○幼稚園長

印

不要施設(設備)に関する報告

下記の施設(設備)は、幼稚園の用に供することができなくなった(必要がなくなった)ので報告します。

記

- 1 名称、所在、種類、数量及び価格 〔取得価格〕
〔評価価格〕
- 2 幼稚園の用に供することができなくなった(必要がなくなった)理由
- 3 処分(棄却)案
- 4 その他必要事項

添付すべき書類 財産台帳の写し及び図面(施設の場合に限る。)

様式第4号(第11条関係)

年　月　日

下関市教育委員会様

○○幼稚園長

印

施設(設備)亡失(損傷)報告

次のとおり施設(設備)を亡失(損傷)したので報告します。

記

- 1 亡失(損傷)した施設(設備)の名称及び所在
- 2 亡失(損傷)した施設(設備)の種類、数量及び価格
- 3 亡失(損傷)の時期
- 4 亡失(損傷)の理由
- 5 亡失(損傷)した施設(設備)の復旧(補てん)に要する経費
- 6 亡失(損傷)時の状況
- 7 今後の措置
- 8 その他参考事項

添付すべき書類 財産台帳の写し及び図面(施設の場合に限る。)

様式第5号(第17条関係)

入園申込書

					照合	
希望幼稚園		下関市立 幼稚園			受付番号	
幼	ふりがな 氏名		性別	男女	年月日生	
児	保育歴		病歴			
保護者	ふりがな 氏名		幼児との 続柄		父・母・祖父母・その他()	
	現住所	下関市 町 丁目	番号 番地	職業		
備考				連絡方法	電話 その他	

上記のとおり入園申し込みます。

年月日

保護者氏名

印

(あて先)下関市教育委員会

受付番号	幼稚園名	下関市立	幼稚園
------	------	------	-----

(注意事項)

- 1 入園を希望される者は、 年月日()から 年月
日()まで(午前9時から午後4時まで)に各幼稚園に申し込んでください。
- 2 申込み時には面接を行いますので必ず該当児を同伴してください。
- 3 申込みの際、住所、氏名、生年月日等照合できる書類(母子健康手帳等)を持参してください。
- 4 市立幼稚園2園以上同時に申し込んだ場合は、いずれも失格となります。
- 5 該当児は 1年保育 年月日から 年月日までに
生まれた方
2年保育 年月日から 年月日までに
生まれた方
3年保育 年月日から 年月日までに
生まれた方
- 6 1年保育を優先とし、2年保育及び3年保育は余裕のある場合入園できます。

様式第6号(第21条関係)

第	保育証書
号	年月日生
下関市立○○幼稚園長	年月日
印	ます
年保育の課程を修了したことを証し	

下関市教育委員会
議案 第22号

下関市職員の勤務時間等の特例に関する規則の一部を改正する規則
上記議案を提出する。

令和2年（2020年）3月27日

下関市教育委員会
教育長 児玉 典彦

下関市職員の勤務時間等の特例に関する規則の一部を改
正する規則

下関市職員の勤務時間等の特例に関する規則（平成17年教育委員会
規則第14号）の一部を次のように改正する。

別表中央図書館の項中

「

B	午後0時45分	午後9時30分
---	---------	---------

」を

「

B	午後0時30分	午後9時15分
---	---------	---------

」に改める。

附 則

この規則は、令和2年4月1日から施行する。

提案理由

図書館政策課を廃し、その業務を中央図書館に集約するにあたり中央図書
館の運営を見直すため。

下関市職員の勤務時間等の特例に関する規則

日		新												
別表 (第2条関係)				別表 (第2条関係)										
所属	職種	勤務時間	勤務時間の割振り	休憩時間	週休日	備考	所属	職種	勤務時間	勤務時間の割振り	休憩時間	週休日	備考	
(略)			区分 始業時刻 終業時刻				(略)		区分 始業時刻 終業時刻					
中央図書館	全職員	休憩時間 A 午前8時 30分	午後5時 15分	勤務時間 4週間 中に1時を通じ 定は、所 属長が行 う。	午前8時 30分	午後5時 15分	午前8時 30分	全職員	休憩時間 A 午前8時 30分	午後5時 15分	勤務時間 4週間 中に1時を通じ 定は、所 属長が行 う。	午前8時 30分	午後5時 15分	
		休憩時間 B 午後0時 45分	午後9時 30分	その時限属長が う。 は所属長指定す る日 が定め る。	午後0時 30分	午後9時 30分	午後0時 30分	中央図書館	休憩時間 を除き、 1週間當 たり38 時間45 分	午後0時 30分	午後9時 30分	その時限属長が う。 は所属長指定す る日 が定め る。	午後0時 30分	午後9時 30分
							(略)							

報 告 事 項
令和 2 年 3 月 27 日
学 校 支 援 課

向山小学校敷地内においての自動車損傷事故について

下関市立向山小学校で発生した下記車両損傷事故の事故処理が完了したこと
を報告いたします。

記

事故発生日時 令和元年 10 月 8 日 (火) 午後 3 時 30 分頃

事故発生場所 下関市立向山小学校 (下関市向山町 14 番 1 号)

事故内容 学校敷地内を校務技士が刈払機で草刈りをしていた際に、
飛び石が原因で車の後部ガラスの全損及び後部車体を損傷
させたもの。

なお、本事案は、物損のみで人的被害はなし。

損害賠償額 252,018 円

専決処分日 令和 2 年 1 月 28 日

示談日 令和 2 年 2 月 10 日

損害賠償金支払日 令和 2 年 2 月 28 日

以上

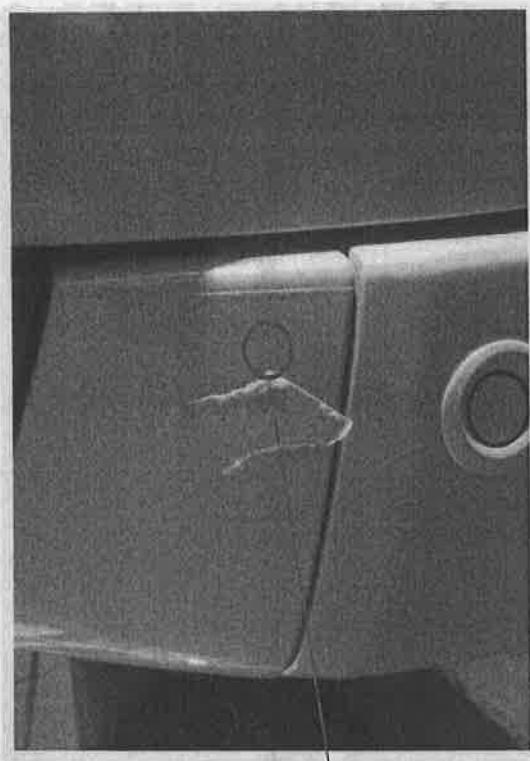


写真3
リア部車体の傷

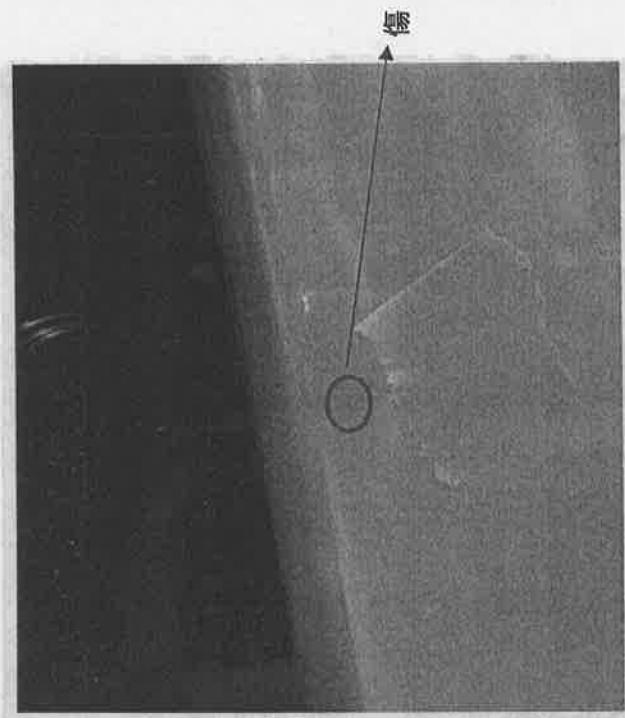


写真4 リア部車体の傷2



写真1 リアガラス破損



写真2 使用していた刈払機

学校給食施設再編整備について

■業者募集に係る主な要求水準（案）の概要

1 施設整備

（1）高度な衛生管理能力

- ・大量調理施設衛生管理マニュアルを基本とし、HACCP 対応や学校給食衛生管理基準の概念を取り入れた施設とする。

（2）調理能力

- ・8,000 食／日の供給能力を有する。

（3）アレルギー対応

- ・アレルギー対応食は除去食を基本とする。

（4）調理設備

- ・様々な献立の調理に対応でき、省エネルギーやコスト削減の性能を有するもの。
- ・アレルギー対応食調理専用の独立した調理室を設置する。

（5）配送方法

- ・給食は食缶で提供し、食器・食缶等の配送はコンテナ方式を基本とする。

2 維持管理

（1）調理・設備等の保守管理

- ・定期的点検、日常・定期清掃を行い、施設・設備の機能及び衛生状態を維持する。

（2）食器・食缶等の保守管理

- ・常に衛生的で安全な状態を維持するとともに、不具合や故障、破損した食器・食缶等について速やかに交換を行う。

3 運営

（1）食育への協力

- ・地場産食材をできる限り使用し、献立案の作成や教育活動などに協力する。

（2）食材調達

- ・新下関青果市場や市内業者からの調達に努める。

（3）災害対応

- ・施設及び周辺環境等に被害が発生し、調理が停止した場合に備え、速やかに事業を再開するための計画を作成する。

4 その他

（1）調理員等

- ・下関市内居住者の採用に努める。また、新学校給食調理場整備により、雇用の影響を受ける調理員等の採用に配慮する。

（2）災害協力

- ・市から要請があった場合、事業者は協議に応じ、その可否について検討する。

業者募集から事業開始までの流れ (案)

報 告 事 項
令和 2 年（2020 年）3 月 27 日
文 化 財 保 護 課

令和 2 年度重要文化財旧下関英國領事館の休館日及び開館日の
変更について

重要文化財旧下関英國領事館の設置等に関する条例第 5 条の規定に基づき、下記のとおり休館日及び開館日を変更するので、報告いたします。

記

休館日及び開館日の変更

（1）休館日の追加

別紙のとおり

（2）休館日を開館する日

令和 3 年 1 月 2 、 3 、 4 日

（3）理 由

休館日及び開館日を変更することにより、施設の良好な維持管理が図られ、来館者に施設の価値を広く普及することができるため

報 告 事 項
令和 2 年 3 月 27 日
図 書 館 政 策 課

下関市立図書館の開館時間について

下関市立図書館の設置等に関する条例(平成 17 年条例第 110 号)第 4 条の規程に基づき、令和 2 年度における下関市立中央図書館の開館時間を下記のとおりとするため報告いたします。

記

1 内容

- (1) 下関市立中央図書館において、開館時間を次のとおり変更する。
ア 令和 2 年 8 月 13 日(木) 午前 9 時～午後 5 時
イ 令和 2 年 8 月 22 日(土)、23 日(日)
午前 9 時～午後 5 時

2 変更理由等

- (1) 「関門海峡花火大会」(8 月 13 日) 並びに「馬関まつり」(8 月 22 日、23 日) の開催により、下関市立中央図書館周辺で交通規制が実施されるため。また、館内に飲食物を持ち込まれ、図書館資料の汚損や破損につながる恐れがあるため。

以上

* 参考条文

○下関市立図書館の設置等に関する条例（抜粋）

（開館時間）

第4条 図書館の開館時間は、次のとおりとする。ただし、委員会が特に必要があると認めるときは、臨時に開館時間を変更することができる。

(1) 中央図書館 午前9時から午後8時までとする。ただし、5階閲覧室については午前9時から午後9時までとする。

報 告 事 項
令和 2 年（2020 年）3 月 27 日
美 術 館

令和 2 年度下関市立美術館の臨時休館及び臨時開館について

下関市立美術館の設置等に関する条例（平成 17 年条例第 120 号）第 2 条の規定に基づき、臨時に休館する日及び開館する日を下記のとおりとするので、報告いたします。

記

1. 臨時休館日
別紙のとおり
2. 臨時開館日
別紙のとおり

（参考）

下関市立美術館の設置等に関する条例（抜粋）

（休館日）

第 2 条 美術館の休館日は、次に掲げるとおりとする。ただし、下関市教育委員会は、必要があると認めるときは、休館日以外の日に臨時に休館し、又は休館日に臨時に開館することができる。

（1）月曜日

（2）1 月 1 日から同月 4 日まで及び 12 月 28 日から同月 31 日まで

別紙

令和2年度 下関市立美術館臨時休館日及び臨時開館日

臨時休館日

期 間	理 由
令和2年5月19日 令和2年5月19日	から まで 1 日間
所蔵品展No.152展示作業のため	
令和2年7月14日 令和2年7月14日	から まで 1 日間
所蔵品展No.153展示作業のため	
令和2年8月25日 令和2年8月28日	から まで 4 日間
特別展「GLOBAL NEW ART 現代美術の最前線」展示 作業及び特別展内覧会のため	
令和2年10月13日 令和2年10月18日	から まで 6 日間
館内整理及び下関市芸術文化祭美術展準備のため	
令和2年10月20日 令和2年10月23日	から まで 4 日間
下関市芸術文化祭美術展準備のため	
令和2年11月10日 令和2年11月15日	から まで 6 日間
工事、施設改修のため	
令和2年11月17日 令和2年11月22日	から まで 6 日間
工事、施設改修のため	
令和2年11月24日 令和2年11月27日	から まで 4 日間
工事、施設改修及び小企画展「潮流・下関」展示 作業のため	
令和3年1月26日 令和3年1月29日	から まで 4 日間
特別展「自然の秘密をさぐる 一高島北海没後90 年記念一」展示作業及び特別展内覧会のため	
令和3年3月16日 令和3年3月18日	から まで 3 日間
特別展「自然の秘密をさぐる 一高島北海没後90 年記念一」撤収及び所蔵品展No.154展示作業のため	
計 39 日間	

臨時開館日

期 間	理 由
令和2年5月4日 みどりの日	(月・祝) 1 日間
祝日（国民の祝日に関する法律に規定する休日と なる日）のため	
令和2年8月10日 山の日	(月・祝) 1 日間
祝日（国民の祝日に関する法律に規定する休日と なる日）のため	
令和2年9月21日 敬老の日	(月・祝) 1 日間
祝日（国民の祝日に関する法律に規定する休日と なる日）のため	
令和3年1月11日 成人の日	(月・祝) 1 日間
祝日（国民の祝日に関する法律に規定する休日と なる日）のため	
計 4 日間	

報 告 事 項
令和 2 年 (2020 年) 3 月 27 日
歴 史 博 物 館

令和 2 年度下関市立東行記念館の臨時開館について

下関市立東行記念館の設置等に関する条例（平成 21 年条例第 34 号）第 3 条の規定に基づき、休館日に開館する日を下記のとおり定めたので報告いたします。

記

1. 休館日に開館する日

(1) 月曜日が国民の祝日に関する法律(以下、「祝日法」という。)に規定する休日となる日

令和 2 年 5 月 4 日 (月) みどりの日

令和 2 年 8 月 10 日 (月) 山の日

令和 2 年 9 月 21 日 (月) 敬老の日

令和 2 年 11 月 23 日 (月) 勤労感謝の日

令和 3 年 1 月 11 日 (月) 成人の日

(2) 祝日法に規定する休日の翌日が、祝日法に規定する休日となる日

令和 2 年 5 月 5 日 (火) こどもの日

令和 2 年 5 月 6 日 (水) こどもの日の振替休日

令和 2 年 7 月 24 日 (金) スポーツの日

令和 2 年 9 月 22 日 (火) 秋分の日

(3) 祝日法に規定する休日の翌日が、土曜日若しくは日曜日となる日

令和2年 7月25日（土）スポーツの日の翌日

令和3年 3月21日（日）春分の日の翌日

(4) 祝日法に規定する休日の翌日が、ゴールデンウィーク中の平日となる日

令和2年 4月 30日（木）昭和の日の翌日

【理由】多くの来館者が見込まれるため

参考条文

国民の祝日に関する法律（抜粋）

第三条 「国民の祝日」は、休日とする。

2 「国民の祝日」が日曜日に当たるときは、その日後においてその日に最も近い「国民の祝日」でない日を休日とする。

3 その前日及び翌日が「国民の祝日」である日（「国民の祝日」でない日に限る。）は、休日とする。

下関市立東行記念館の設置等に関する条例（抜粋）

（休館日）

第3条 記念館の休館日は、次のとおりとする。ただし、下関市教育委員会（以下「委員会」という。）が、特に必要と認めるときは、休館日以外の日に休館し、又は休館日に開館することができる。

（1）月曜日

（2）国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日の翌日

（3）12月28日から翌年の1月4日までの日